

錦江町農業委員会 10月総会議事録

○ 開催日時 平成27年10月20日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成27年10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番 徳永委員と14番 貫見委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第28号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第28号 農地法第3条許可申請についてを説明いたします。</p> <p>受付番号11号の譲渡人は、M・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字籠松2, 521番1、地目は畑、地積は357㎡、次が、田代川原字籠松2, 521番2、地目は畑、地積は659㎡、次が、田代川原字籠松2, 521番3、地目は畑、地積は847㎡で、3筆の合計は1,863㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はM・Aさん、O自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>M・Aさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地23,554㎡で、水稻、甘藷、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、14番 貫見委員です。</p> <p>次の受付番号12号の譲渡人はM・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字宮ノ上4, 514番1、地目は畑、地積は3,300㎡となっています。</p>

	<p>一方、譲受人はT・Tさん、K自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。 T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地1, 154㎡で、 水稲、野菜を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、耕運機1台となっています。 この件の担当調査員は、4番 水流委員です。 次の受付番号13号の譲渡人は、A・Tさん、O市在住の方です。 申請地は城元字平野728番3、地目は田、地積は377㎡となっています。 一方、譲受人はM・Hさん、K自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。 M・Hさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地6, 304㎡で、 水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。 この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号11号についてを、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。10月の17日に聞き取り調査に行きまして参りました。M・TさんとAさんは親子関係でございます。これは贈与による名義変更ということで、何ら問題は無いかと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号12号についてを、4番 水流委員お願いいたします。</p>
4番 水流委員	<p>はい。受付番号12号ですが、これはK自治会の方で、前作は畜産関係の方が借りてましたけれども、Mさんの方から買ってくれないかということで、T・Tさんの方で買われることになりました。T・Tさんはインゲン・キヌサヤ・馬鈴薯等を作っておられます。圃場の方が3反ちょっとですけれども、これは2枚になっていまして、高土手になっていまして、Tさんの方は他の圃場も草払い等も綺麗にやっておられますので、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。単価の方が全部で〇〇万円です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号13号についてを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>

17番 鳥越委員	これは先々月あっせんで、A・Tさんが売りたいで出ていた物件の1つです。このM・Hさんの隣に隣接する圃場であって、今現在はM・Tさんが、叔母さんということで耕作されていましたが、狭いということで、私も作らないということで、M・Hさんの方が前々から欲しかったみたいで、私が買いたいということでありました。M・Hさんの方は圃場の管理も綺麗にされて、何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
5番 平原委員	単価は。
17番 鳥越委員	畝の〇〇万円です。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第28号を採決します。 お諮りします。 議案第28号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第28号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に「議案第29号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は23筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第29号のうち、受付番号218号から227号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第29号のうち、受付番号218号から227号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号218号の貸し人はI・Sさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字平野725番1、地目は田、地積は1,619㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年10月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は100,000円となっています。</p> <p>借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、小作地1,356㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、動噴、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は8番 寺田委員です。</p> <p>次の受付番号219号、220号の貸し人はK・Sさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は219号が田代麓字大根田21番1、地目は田、地積は409㎡、220号が田代麓字大根田23番、地目は田、地積は2,185㎡で、2筆の合計が2,594㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。</p> <p>借り人は、M・Kさん、N自治会在住の方です。</p> <p>M・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地22,266㎡、小作地52,143㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック2台、ロールベイラー、モア、コンバイン、2tトラック各1台となっています。</p> <p>次の受付番号221号の貸し人はI・Iさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字大根田30番1、地目は田、地積は2,630㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。</p> <p>借り人は、219号からと同じM・Kさんです。</p> <p>次の受付番号222号の貸し人はH・Mさん、S自治会在住の方です。</p>

申請地は田代川原字鎮守ケ迫5, 929番1、地目は畑、地積は2, 132㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり8, 000円となっています。

借り人は、N・Fさん、S自治会在住の方です。

N・Fさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地3, 728㎡、小作地10, 960㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、2tトラック、軽トラック、ロールベイラー、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号223号の貸し人はH・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は田代川原字鎮守ケ迫5, 929番2、地目は畑、地積は1, 867㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり8, 000円となっています。

借り人は、222号と同じN・Fさんです。

受付番号219号から223号までの担当調査員は12番 鍋委員です。

次の受付番号224号から227号までの貸し人はU・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、224号が田代川原字上荻ノ隅54番1、地目は田、地積は1, 746㎡、225号が田代川原字上荻ノ隅54番2、地目は田、地積は987㎡、226号が田代川原字新村1, 328番、地目は田、地積は562㎡、227号が田代川原字打越1, 641番1、地目は畑、地積は3, 390㎡で、4筆の合計が6, 685㎡となっています。

貸付期間は、平成27年11月1日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で米35kgで10俵となっています。

借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。

Y・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地1, 719㎡、小作地3, 879㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、乾燥機2台、トラクター、田植機、コンバイン各1台となっています。

受付番号224号から227号までの担当調査員は14番 貫見委員です。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号218号についてを、8番 寺田委員お願いいたします。

<p>8 番 寺田委員</p>	<p>はい。218号の借り人のN・Yさんについて説明いたします。彼は認定新規就農者でございまして、未だ30歳と若く、やる気と圃場等もぴしゃっと管理されておりますが、技術の面は新規就農ということでまだまだかも知れませんが、昨年1年間鳥越委員の所で研修しまして、今年から本格的に栽培に入るという好青年であります。だから問題は無いと思いますが、この10万円は、Iさんがハウスを作っというらしいしまして、未だハウスもぴしゃっとした綺麗なハウスでございましてので、10万円は妥当かなというふうに見ました。終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号219号から223号までを、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
<p>12番 鍋 委員</p>	<p>はい。説明します。受付番号219, 220、それと221の案件ですが、いづれも継続更新の契約です。場所につきましては、田代の中心部に中央運動公園がありますが、その横を流れております長谷川を挟んだ反対側の水田地帯の一角にあります。借り人のM・Kさんは先月の定例総会でも説明させて頂きましたが、畜産と米の専業農家で、現在生産牛33頭を飼われておりまして、農大卒業後すぐ就農された23歳という後継者と共に、親子3人で一生懸命頑張っておられます。錦江町で定める条件も、土地の利用状況、意欲、後継者問題等、全てクリアされておられますし、また、認定農家者でもあられ何ら問題は無いと思われます。 続きまして、222号、223号の案件ですが、こちら継続契約の案件です。場所につきましては、田代と根占との町境に雄川の瀧がありますが、その側に肝属南部開発で造成されました長尾団地がありまして、その一角にこの土地があります。借り人のN・Fさんは畜産と米の専業農家で、現在生産牛10頭を中心に、地域の担い手として頑張っておられます。息子さんがおられまして、農大卒業後、現在は鹿屋市内の大規模農家で研修中の身でいらっします。錦江町で定める条件も全てクリアされておりますので、何ら問題は無いかと思われます。よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号224号から227号までを、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
<p>14番 貫見委員</p>	<p>はい。224号から227号の借り人のY・Yさんは、林業の仕事をしている傍ら、水稻だけを専門に作っおられます。錦江町の定める要件はクリアして居ると思われますので、何ら問題は無いかと思われます。よろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号218号から227号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号218号から227号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号のうち受付番号218号から227号までについては原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号228号から237号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号228号から237号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号228号から230号までの貸し人はD・Kさん、D自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、228号が城元字斜木4,601番1、地目は畑、地積は3,004㎡、229号が城元字斜木4,601番2、地目は畑、地積は3,249㎡、230号が城元字斜木4,601番3、地目は畑、地積は3,274㎡で、3筆の合計が9,527㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり20,000円となっています。</p> <p>借り人は、D・Yさん、D自治会在住の方です。</p> <p>D・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で150日、自作地29,656㎡、小作地59,395㎡で、甘藷、白菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、2tトラック2台、バインダー、ショベル各1台となっています</p> <p>この件の担当調査員は15番 畠中委員です。</p>

次の受付番号231号の貸し人はS・Sさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字柳ヶ迫3，138番2、地目は畑、地積は1,034㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり10,000円となっています。

借り人はS・Kさん、S自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、雇用が10人で800日、自作地50,051㎡、小作地118,084㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、トラック4台、軽トラック3台、甘藷ハーベスター2台となっています

次の受付番号232号から235号までの貸し人はZ・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、232号が馬場字柳ヶ迫3，132番2、地目は畑、地積は7,814㎡、233号が城元字道ノ迫2，480番1、地目は畑、地積は927㎡、234号が城元字道ノ迫2，486番1、地目は畑、地積は1,464㎡、235号が城元字道ノ迫2，487番1、地目は畑、地積は1,881㎡で、4筆の合計が12,086㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は232号が10a当たり10,000円、233号から235号までが10a当たり5,000円となっています。

借り人は、231号と同じS・Kさんです。

次の受付番号236号の貸し人はS・Fさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字柳ヶ迫3，132番3、地目は畑、地積は2,451㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり15,000円となっています。

借り人は、231号からと同じS・Kさんです。

次の受付番号237号の貸し人はS・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は馬場字ホケノ上3，042番、地目は畑、地積は2,485㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。

S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地13,410㎡、小作地37,209㎡で、甘藷、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、田植機、芋掘り機各1台となっています

	<p>受付番号231号から237号までの担当調査員は19番 鈴委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号228号から230号までを、15番 畠中委員お願いいたします。</p>
15番 畠中委員	<p>はい。228, 229, 230の案件は継続であり、借り人のD・Y君は認定農業者でもあり、農地も良く管理され、仕事に対する意欲・能力もあり、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号231号から237号までを、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴 委員	<p>はい。借り人のS・K君、それからS・H君。二人とも認定農業者でございます。甘藷を中心に頑張っている青年でございます。二人とも本庁が求める要件は満たしていると思いますので、何ら問題は無いと思います。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号228号から237号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号228号から237号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号のうち受付番号228号から237号までについては原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号238号から240号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号238号から240号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号238号、239号の貸し人は鹿児島県地域振興公社です。</p> <p>申請地は、238号が城元字三角4、689番2、地目は畑、地積は3,987㎡、239号が城元字三角4、697番3、地目は畑、地積は2,444㎡で、2筆の合計は6,431㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年10月1日から平成30年9月13日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。</p> <p>借り人は、N・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>N・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が1人で265日、自作地19,694㎡、小作地39,359㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機、ライムソー、動噴各1台となっています</p> <p>この件については、8月総会で審議して頂きました、K・Tさんの畑を中間管理事業の特認事業で振興公社が取得し、Nさんが買い取るまで、3年間貸し付けるものです。また、貸付開始日が10月1日となっていますが、事務の都合で9月の総会に間に合わなかったところです。</p> <p>次の受付番号240号の貸し人はN・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字南ヶ迫平3、432番、地目は畑、地積は8,360㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年11月1日から平成37年10月31日までで、使用貸借のため使用料は発生しません。</p> <p>借り人は、N・Zさん、K市在住の方です。</p> <p>N・Zさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地30,824㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、茶摘採機、茶防除機各1台となっています</p> <p>この件については、農業者年金受給に係る親子間の利用権設定となっています。両人とも鹿屋市在住の方ですが、農地が錦江町内にあるということで、錦江町の農業委員会の議決が必要ということで申請されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号238号から240号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号238号から240号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第29号のうち受付番号238号から240号までについては原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成27年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

13番

14番

議事録調整者 窪 和人